

協議2号

長野市立中条中学校の閉校に伴う 長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則（案） 及び 長野市特定地域学校選択制度について

1 経過

年月日	内 容
令和5年6月7日	教育委員会において「長野市立中条中学校を、令和8年3月31日をもって閉校とする」ことを決定
令和5年8月22日	市議会9月定例会で「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」及び「長野市と小川村との間における教育事務の委託について」議決
令和5年9月6日	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会にて「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」改正（案）及び「長野市特定地域学校選択制度」について協議・「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」及び「長野市と小川村との間における教育事務の委託について」報告

2 閉校後の指定校について

中条地区住民自治協議会ほか からの要望事項

指定校を含め選択できる学校は、中条地区の立地環境を十分考慮し、決定してほしい。

具体的には、保護者が希望している信州新町中学校、川中島中学校、裾花中学校としてほしい。

保護者の意向や通学の負担を鑑み、上記の学校に加えて、小川村立小川中学校も選択できるよう配慮してほしい。

市教育委員会の対応（案）

- 「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」
中条支所の所管区域 ⇒ 川中島中学校を指定校とする
※中条中学校の卒業生台帳や学籍に係る重要書類等は、川中島中学校へ移管
- 「長野市特定地域学校選択制度」
中条支所の所管区域 ⇒ 裾花中学校、信州新町中学校も選択できる
※これ以外の学校を希望する場合は、この制度によらず、指定校変更手続きにより認める。
- 「長野市と小川村との間における教育事務の委託に関する規約」及び協議書
中条支所の所管区域 ⇒ 小川村立小川中学校も選択できる

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立中条中学校の廃止により、その通学区域を長野市立川中島中学校の通学区域に編入することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 長野市立川中島中学校の通学区域に、長野市支所設置条例に掲げる中条支所の所管区域を加える。 (2) 長野市立中条中学校の通学区域に係る規定を除く。 (以上別表第2関係)
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 8月 2日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 8月 29日

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2川中島の項中「七二会支所」の次に「及び中条支所」を加え、同表中条の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

改正後		改正前	
○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年9月30日長野市教育委員会規則第4号		○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年9月30日長野市教育委員会規則第4号	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
中学校名	通学区域	中学校名	通学区域
柳町	略	柳町	略
川中島	篠ノ井小松原の一部 川中島町原の一部 里島 川中島町今井 川中島町御厨の一部 川中島町今里 川中島町上氷鉋 川中島町四ツ屋 三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 川中島町今井原 稲里町中氷鉋の一部 稲里町中央三丁目の一部 条例別表に掲げる七二会支所及び中条支所の所管区域	川中島	篠ノ井小松原の一部 川中島町原の一部 里島 川中島町今井 川中島町御厨の一部 川中島町今里 川中島町上氷鉋 川中島町四ツ屋 三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 川中島町今井原 稲里町中氷鉋の一部 稲里町中央三丁目の一部 条例別表に掲げる七二会支所の所管区域
信州新町	略	信州新町	略
(削除)		中条	条例別表に掲げる中条支所の所管区域